

湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例

個人市民税の一部を若者や女性の活動支援に充てるなど具体的な規定を盛り込んだ条例。男女共同参画条例より踏み込んだ内容で、若者と女性を対象を絞った条例は全国でも珍しい。

1 湯沢市の概要

湯沢市は秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県と隣接しています。市内を南北に貫流する雄物川とその支流である皆瀬川、役内川沿いには豊かな農業地帯が形成され、高品質な農産物が生産されています。県境にまたがるようにそびえる栗駒山一体は栗駒国定公園に属し、雄大な自然林を有しているほか、国内でも有数の地熱地帯といわれており、豊富な温泉群に恵まれ、地熱発電所が稼働しています。産業は農林業のほか、日本三銘うどんの一つと称される稲庭うどん、国の伝統工芸に指定されている川連漆器、良質な米・水によって精製される清酒など、国内でも名高い産業が市内に集積していることが本市の特徴の一つです。

また、平安の歌人であり、世界三大美女の一人といわれる小野小町は湯沢市小野地区が生誕と終焉の地といわれ、地域の人々によって今も多くの遺跡や伝統が守り継がれています。一方、地域経済の低迷、顕著な少子高齢化、若年層の県外流出により、昭和30年に8万人近かった人口は平成27年には約4万6000人にまで減少しており、人口減少の抑制と並行し、人口減少に対応した持続可能なまちづくりへの取組を加速させることが喫緊の課題です。

こうした中、公共データのオープン化と民間サービスの創出による地域経済の活性化を目指した「オープンデータ」

に平成28年度から着手したほか、地域社会において課題を抱えている人と支援を提供できる人がICTを活用したプラットフォームで出会い、行政や公共サービスを補完するサービス「シェアリングエコノミー」を推進しています。平成28年11月には国内初のシェアリングシティ宣言を行うなど、官民連携を一つのキーワードに、新たな手法で地域課題の解決に取り組んでいます。

2 条例制定の背景

本市の人口構造は高齢者が多い「逆ピラミッド型」であり、高齢化率は今後ますます上昇することが予想されています。このままの状況で推移した場合、人口割合が低い若年層の存在感が希薄化し、まちづくりに対して声が届きにくく、地域の活力低下を招くことが懸念されています。

また、若年層の社会参加の現状を見てみると、平成29年4月に行われた秋田県知事選挙における本市の投票率は68・74%であるのに

湯沢市
ひびく・つながる創造課
魅力創生班

対して、39歳以下の投票率は51・11%にとどまっています。特に、24歳以下の投票率は36・63%と全ての年代の中で最も低い状況にあり、人口割合が低い39歳以下の投票数は、他の年代より極端に少ないこととなります。

また、平成28年6月に行われた秋田県民意識調査から地域活動への参加状況を見てみると、ここ1年間で社会活動や地域活動に取り組んだ割合は、20歳代では23・7%、30歳代では31・3%にとどまっています。

地域活性化を図り、活気に満ちたまちづくりを進める上では、人口構造に単純比例した構造的課題を克服し、若年層の声や視点を尊重することで、活躍の場を創出すべき状況にあります。

また、国では、女性活躍推進法を施行するなど、女性の個性と能力が十分に発揮される環境づくりを推進しています。女性の能力は仕事に限らず、まちづくりや地域活性化においても貴重な「戦力」であるといえます。地域における女性の活躍推進により、様々な場面に多様な価値観や創意工夫がもたらされることが期待されている中、本市における女性の活躍状況については、平成28年4月1日現在のにおける市の審議会等（附属機関）における女性委員の登用割合は24・4%であり、秋田県全体の登用割合である23・8%を大きく

上回っています。また、国では2020年に女性管理職登用割合を30%とする目標を掲げている中、平成28年10月に市内事業所に聴取した女性管理職登用への取組では、「独自の目標を設定して取り組む」「30%を目標に取り組む」「既に30%を達成しているので、更に登用を増やしていく」と答えた事業所が全体の半数以上を占めました。

今後もし内事業所における取組を更に推し進め、女性の活躍が本市のまちづくりの特徴となるよう、女性同士の多様な連携体制の構築や女性活躍推進のための支援体制の整備など、地域の実情やニーズに即した取組を進めていく必要があります。

このような本市の課題と特徴を踏まえ、人口減少対策と地域活性化を果たすべく平成27年12月に策定した「湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）において、人口構造に単純比例した高齢者中心のまちづくりから脱却し、意思決定過程における若者や女性の影響力を高めるため、若者と女性の活躍の推進に関する条例の制定を重要業績評価指標に設定しました。

【湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

戦略4 チャレンジ・パッケージ2

「若者」と「女性」が主役の「異色の地

方都市」への挑戦

〈重要業績評価指標〉

若者と女性の活躍の推進に関する条例の制定（実施年度…平成28年度）

3 条例制定までの経緯

総合戦略に基づき、若者と女性の活躍推進に関する条例を制定するに当たり、市民の意見を反映させるため、平成28年8月に湯沢市若者女性活躍推進会議（以下「推進会議」という。）を設置しました。推進会議は、次世代を担う若者や女性がまちづくりの在り方を考える会議体であり、委員が親しみを持って職務に当たることができるよう、通称「ミライ会議」と名付けました。ミライ会議の委員は、産官学金言に該当する団体からの推薦に加え、高校生、A・L・T、公募委員等の16名で構成し、本条例で規定することになる若者と女性委員の割合は約9割を確保しました。

ミライ会議では、「若者や女性の声がどのようなシーンで反映されていないか」「若者や女性の活躍を推進するための解決策」などをワークショップ形式で議論したほか、より多くの市民意見を集約するため、ミライ会議の委員が企画・運営する形で市民参加型ワークショップを開催しました。市民参加型ワークショップは、幅広い年代の市民が一つのテー

マについて意見交換する貴重な機会となり、参加者からは継続的な開催を望む声が多くありました。

また、どちらのワークショップも参加者がリラックスした雰囲気の中で、本音で話し合うことができるよう配慮し、ワールドカフェ方式を採用しました。中でも第2回推進会議は実際に市内のカフェで行い、市役所の会議室とは違った環境の中で、テーマの難解さを緩和するよう努めました。

同年11月にはミライ会議としての意見がまとまり、できる限り条例に反映させるよう草



市民参加型ワークショップの様子

案を練ることとなりましたが、具体的な取組についての条文の表現、平成25年に施行している湯沢市男女共同参画推進条例（以下「男女共同参画条例」という。）との相関関係等、庁内で議論を深め、平成29年3月定例議会に上程する運びとなりました。

4 男女共同参画条例との関係性

男女共同参画とは、男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が平等に社会的利益等を享受することができることとされています。これは特定の年代にフォーカスしたのではなく、全ての年代を対象としており、言い換えると、老若男女が活躍できる社会の実現を目指したものとと言えます。

そのため、男女共同参画条例を改正し、若者や女性の活躍推進を包含させることも考えられました。前記のとおり、本市の人口構成や若年層の社会参加の現状等を鑑みると、老若男女共同参画に至る過渡期として、当面は若者や女性について特に意識的にまちづくりへの参画を確保する必要があると考えられることから、特別の条例として別途制定することとしました。

したがって、本条例と矛盾しない限り男女共同参画条例がかわせて適用されるものであ

り、例えば市の審議会等の委員については、本条例で規定している「若者と女性を合わせて5割以上」の委員を確保すると同時に、男女共同参画条例で規定している「男女それぞれ4割以上」の委員を確保する必要があるものです。

5 条例の内容

次に、本条例の目的、若者の定義及び具体的な取組を規定している条文を紹介します。

【第1条 目的】

若者や女性が活躍する社会、ひいては老若男女共同参画社会の実現を目指し、まずは若者や女性のまちづくりへの参画機会を積極的に確保することを本条例の目的としています。

【第2条 定義】

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴う高校生の社会参画意識の高まりを受け、まちづくりの意思決定への参画対象を高校生相当以上の市民としました。

また、本市の全人口に占める39歳以下の割合は他の年代より低いことから、39歳以下は人口割合上まちづくりに声が届きにくい層であると考え、本条例における若者の定義を高

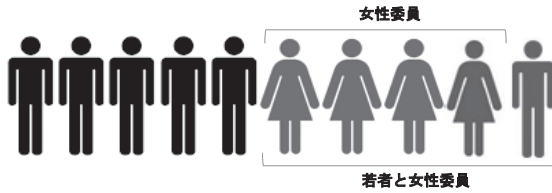
特集

若者の力を活かしたまちづくり

条例制定前（女性委員4割）



条例制定後（女性委員4割、かつ若者と女性委員で5割以上）



イメージ図

校生相当から39歳以下と規定しました。

なお、本条例における年齢及び人口の根拠は、平成27年に実施された国勢調査結果に基づいています。よって、全人口に占める39歳以下の割合は、今後変動するものであることから、若者の定義についても変更する可能性がありますが、一方で法的安定性の観点から、国勢調査が実施される5年ごとに変更するのではなく、条例の趣旨や社会情勢に比して、現状の人口構成比率が大きく乖離した時に若者の定義の見直しを検討することとしています。

【第8条 まちづくりへの参画機会の確保】

男女共同参画条例第12条においては、審議会等の委員に占める女性委員の割合は4割未満としない旨の努力義務を規定しているところ、本条例では、さらに若者委員の確保について規定し、(1)若者及び女性を各1名含むこと、(2)若者委員と女性委員を合わせ、委員総数の5割以上となるよう努めることを規定しています。

また、第2項では、審議会等を開催する時は、仕事や子育て等で時間の確保が難しい若者や女性委員に配慮した曜日や時間帯に設定することを規定しています。

【第9条 意見的的確な把握】

第1項では、市民を対象としたまちづくり等に関するアンケート調査を実施する際は、若者の意見を的確に把握するため、高校生相当以上の者を対象とする原則を規定しています。

第2項では、人口割合の観点から若者の意見がまちづくりに反映されにくいことに鑑み、アンケート対象者の抽出に当たっては、単純な人口割合に基づくのではなく、若者については各世代の抽出者の平均と同水準まで抽出数を確保することを規定しています。

第3項では、若者や女性のまちづくりに対する意見やアイデアを吸い上げるとともに、

まちづくりに対するあらゆる世代と男女間の意見の共有を図るため、アンケート調査等に限らず、各年度にワークショップ等、直接的な意見交換の場を開催するよう努めることを規定しています。

【第10条 活動等に対する支援措置】

第10条では、若者や女性の活躍・交流のための活動等に対する財政支援等について規定しています。財政上の措置については、本来その時々々の様々な情勢判断に応じて講じられるべきものですが、若者や女性のまちづくりへの参画機会が確保されていない現在の状況下においては、十分な予算が充てられない状況が懸念されます。

こうした状況を回避するため、第1項において、当該年度の当初予算額のうち、個人市民税の1%に最近の国勢調査における市の人口に占める若者と女性の割合を乗じた額を目安に、若者や女性の活躍や交流を後押しするイベント・事業等に財政上の措置を講ずることとしています。これは、「まちづくりに声が届きにくい層の活動等にも、人口割合に応じた一定の予算を確保する」という要請の一方で、これらの層も福祉・インフラ等様々な行政サービスを享受していることに鑑みて、個人市民税のうちの1%相当額について、人口

割合に応じた額を配分することとしています。

【第11条 広報及び啓発】

第1項では、本条例の基本理念に対する市民等の理解が深まるよう、市の広報、ホームページ、SNS等、あらゆる分野の広報活動や啓発活動を講ずることを規定しています。

第2項では、市政に関する広報活動において、若者や女性が市政への関心やまちづくりへの参画意欲を高めることができるよう、表現方法や広報媒体について配慮することを規定しています。

第3項では、若者や女性の活躍・交流に関連したイベント等について、市民や事業者の参加が促進されるよう、インターネット等を活用した情報発信を行うことを規定しています。

【第12条 湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進協議会の設置】

若者や女性の活躍推進のための諮問機関として、湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置することを規定しています。推進協議会の委員数は16名以内とし、公募により選考する者や高校生等を委員とすることを規定しています。

また、第8条で規定している若者委員と女

性委員の割合は、推進協議会に限り6割を確保することとしています。

6 若者の活躍と今後の展望

近年、市内の若者が主催するストリートダンスをメインとしたイベント「湯沢ストリート村」が注目されています。きっかけは、イベントのPR動画に当時の副市長（平成27年4月から2年間、地方創生人材支援制度で総務省から出向）が出演してラップを披露したことが始まりで、動画はマスコミに大きく取り上げられ、瞬く間に国内外へと広がりを見せました。副市長にPR動画への出演を依頼した若者たちは、ふるさと湯沢を世界へ情報発信した立役者であり、若い行動力とふるさとへの熱い思いで、まちを盛り上げています。賑わいや活力が失われつつある本市を含む地方の現状を鑑みると、こうした若者の活躍は現状を打破する起爆剤となる可能性を秘めており、本市としては、本条例の取組を市民に浸透させ、誰もが活躍できる社会的機運を醸成していきたいと考えています。

特集 若者の力を活かしたまちづくり

●第48号（2017年2月発売） 定価（本体1,150円＋税）

・特集 地域資源の活用と自治体

- 地域資源をいかに展開するか
「ふるさと名物応援宣言」の実施状況と成果
人が自ら動く仕組みづくり ～地域ブランド戦略のポイント～
日南市におけるマーケティング戦略
- 西粟倉村 百年の森林構想
- 長島町 食のブランドづくり
- 小値賀町 観光資源は「島の暮らし」
- 気球の飛ぶまち加西条例 ～気球がつなぐ市民とまちづくり～
- 八幡浜ちゃんぽん振興条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

- 野洲市くらし支えあい条例
- 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

・トピックス

- 空家法の実施状況と運用上の課題
- 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料） TEL: 0120-953-431 受付時間：月～金 9時から17時 Web URL: <https://gyosei.jp> サイト

